

「デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会」開催要綱（案）

1 目的

生成 AI やメタバース等の新たな技術・サービスの出現により、デジタル空間が更に拡大・深化し、また、デジタル空間におけるステークホルダーが多様化しつつある中、実空間に影響を及ぼす新たな課題の発生に対して、当該課題と多様化するステークホルダーによる対応等の現状を分析し、デジタル空間における情報流通の健全性確保に向けた今後の対応方針と具体的な方策について検討することを目的とする。

2 名称

本検討会は、「デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会」と称する。

3 検討事項

- (1) デジタル空間を活用したサービスの普及・情報通信技術の進展等の状況
- (2) 新たな課題と各ステークホルダーによる対応状況
- (3) 今後の対応にあたっての基本的な考え方
- (4) デジタル空間における情報流通の健全性確保に向けた具体的な方策
- (5) その他

4 構成及び運営

- (1) 本検討会は、大臣官房総括審議官（情報通信担当）の会議とする。
- (2) 本検討会の構成員は、別紙のとおりとする。
- (3) 本検討会には、座長を置く。座長は、本検討会の構成員の互選により定めることとする。
- (4) 座長は、本検討会を招集し、運営する。
- (5) 座長は、必要があると認めるときは、座長代理を指名することができる。座長代理は、座長を補佐し、座長不在のときは、座長に代わって本検討会を招集し、運営する。
- (6) 座長は、必要に応じ、本検討会の構成員又はオブザーバーを追加することができる。
- (7) 座長は、必要に応じ、本検討会の構成員以外の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- (8) 座長は、必要に応じ、本検討会の下にワーキンググループを開催することができる。
- (9) その他、本検討会の運営に必要な事項は、座長が定めるところによる。

5 議事・資料等の扱い

- (1) 本検討会は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、当事者又は第三者の利益及び公共の利益を害するおそれがある場合又は座長が必要と認める場合については、非公開とする。
- (2) 本検討会で使用した資料及び議事概要は、原則として、総務省のウェブサイトに掲載し、公開する。ただし、公開することにより、当事者若しくは第三者の利益を害するおそれがある場合又は座長が必要と認める場合については、非公開とする。

6 その他

本検討会の庶務は、総務省情報流通行政局情報流通振興課情報流通適正化推進室が行う。

(別紙)

「デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会」構成員一覧

(敬称略、五十音順)

生貝 直人	一橋大学大学院法学研究科 教授
石井 夏生利	中央大学国際情報学部 教授
越前 功	国立情報学研究所情報社会相関研究系 教授
江間 有沙	東京大学国際高等研究所東京カレッジ 准教授
奥村 信幸	武蔵大学社会学部 教授
落合 孝文	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 プロトタイプ政策研究所所長・シニアパートナー弁護士
クロサカ タツヤ	慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科 特任准教授
後藤 厚宏	情報セキュリティ大学院大学 学長
宍戸 常寿	東京大学大学院法学政治学研究科 教授
澁谷 遊野	東京大学空間情報科学研究センター 准教授
田中 優子	名古屋工業大学大学院工学研究科基礎類 准教授
増田 悦子	公益社団法人全国消費生活相談員協会 理事長
水谷 瑛嗣郎	関西大学社会学部メディア専攻 准教授
森 亮二	英知法律事務所 弁護士
安野 智子	中央大学文学部 教授
山口 真一	国際大学グローバル・コミュニケーション・センター 准教授
山本 龍彦	慶應義塾大学大学院法務研究科 教授
脇浜 紀子	京都産業大学現代社会学部 教授

※このほか、関係団体等もオブザーバーとして参加